

令和4年度「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

地域日本語教育実践プログラム 主な変更箇所

○プログラムの統廃合

令和3年度をもって、プログラムA、Bは終了し、令和4年度以降はプログラムCのみの応募となります。(プログラムが統合されたため、「プログラムC」という名称は削除。)

○プログラムA、Bとの違いについて

令和4年度募集のプログラム(令和3年度のプログラムC)は、従来の事業とは異なり、課題提案型の事業です。地域日本語教育に関する特定のニーズまたは課題解決のための日本語教育の実施について、特色ある取組を御提案ください。取組の内容が先進的であることや他の団体が実施する日本語教育にも応用して活用できる汎用性を有していること等が審査項目となります。(項目の詳細は別紙3「選考方法について」参照。)

○教材作成に係る経費の条件設定

本事業で教材を作成された場合は、写真や画像等を使用する場合は必ず許諾を取るようになしてください。権利の関係上、本事業の成果物として受理することができない教材作成に係る経費は対象外経費とします。

○広報物に係る留意事項

本事業に関するポスター、チラシ、プログラム、ホームページ等には、文化庁の委託事業である旨と文化庁シンボルマークを必ず表示してください。

<表示例>



文化庁 令和4年度「生活者としての外国人」のための日本語教育事業
地域日本語教育実践プログラム

○対象経費に人件費(賃金)を追加

本事業に関する業務に従事した時間だけが支払いの対象となります。雇用契約等により、本事業に関する業務に従事することが確認できる必要があります。また、他の業務を兼務する場合には、本事業に関する業務に一日のうち何時間従事するのかが作業日報等で明確になっている必要があります。

○プログラムA及びBを過去に活用していた団体向けの留意事項

経費計上に関して、主に以下の点が従来のプログラムとは異なるため、御留意ください。

①事業経費の申請上限額は、これまで日本語教育が行われていない市区町村(空白地域)での日本語教育の実施を含むか否かに関わらず、一律350万円です。

②日本語教育の実施及び日本語教育を行う人材の養成・研修の実施に際し、諸謝金等の支払基準は次の通りです。

・参加者数が0人だった回は、指導が行われていないとみなし、その回の指導者・指導補助者謝金、旅費の計上は不可。ただし、会場設営や受付等の事務を行った場合についてはその謝金の計上ができることとします。(例:台風により、公共交通機関が停止し、学習者が参加できなかったが、スタッフは会場設営業務に従事していた等。)

※プログラム A、B の取組ごとの人数、各回の人数の規定は廃止しています。

③コーディネート業務謝金及び作業労務謝金の上限設定はありません。

【委託費に計上できる経費予定額(総合計)比率の上限】

	プログラムA、B	令和4年度募集プログラム (令和3年度のプログラムC)
コーディネート業務謝金	経費予定額(総合計)の 30%以下 ※空白地域での日本語教育を含む場合、50%以下	<u>上限設定なし</u>
作業労務謝金	経費予定額(総合計)の 20%以下	<u>上限設定なし</u>